

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は、事業所を退職（昭和 47 年 10 月）後、国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を、義母を通じて集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、6 か月と比較的短期間である上、当該期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の義母は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の義母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②前後の期間における申立人の国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間の前後において、申立人の住所や仕事など生活状況に変化は無く、当時、申立人と同居していたとされる申立人の妻及び義父も、申立期間②は納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人の義母が、申立期間②に係る国民年金保険料のみをあえて納付していなかったとは考えにくい。

さらに、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 53 年 1 月 9 日に付加年金に加入していることが確認できる上、申立期間②前後の期間における申立人の付加保険料は納付済みとされていることから、申立人は、申立期間②において、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと考えることが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和53年2月1日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、47年10月から50年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、51年1月から52年3月までの期間は過年度納付によることとなるため、制度上、集金人は国民年金保険料を収納できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の義母が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿及び確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私は、当時、学生であったものの、私が 20 歳に到達した頃、私の母親が、市町村役場の支所長から勧められたことを契機に、国民年金に任意加入するとともに、毎月、同支所で国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成 3 年 6 月 19 日に払い出されたものと推認されること、当該払出簿において、申立人欄の左横に「㊟」との記載が確認できること、市町村の国民年金被保険者名簿において、収納記録欄に「大学④」及び備考欄に「学生」との記載がそれぞれ確認できること、並びに電子計算処理システムへの登録月が同年 6 月となっていることから判断すると、申立人は、学生の国民年金への加入が義務付けられた同年 4 月の法律改正に伴い、同年 6 月頃に国民年金への加入手続（資格取得日は平成 3 年 4 月 1 日）を行ったものと考えられる。

また、市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間は任意加入となる期間であり、制度上、前述の加入手続時点から申立期間に遡及加入することはできなかつたものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、市町村役場の支所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、戸籍の附票によると、申立人は、20 歳到達時点（昭和 63 年*月）において、当該市町村とは別の

市町村を住民登録地としていたことが確認できることから、申立人の母親が主張する市町村役場の支所では、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から26年10月まで

私は、昭和17年6月から26年10月まで、A社B出張所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B出張所に勤務していた旨を主張しているところ、申立人が氏名を記憶する同僚の子からの供述及び同社について記された著書から判断すると、申立人が申立期間の頃に勤務していた事業所は、同社の製品の製造業務等を請け負っていた事業所であったことがうかがわれる。

しかし、当該事業所の名称は不明であり、かつ申立人の当該事業所での勤務期間等を特定することはできない上、オンライン記録によると、申立人が氏名を記憶する複数の同僚等も、申立期間において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間において勤務していたと主張するA社B出張所は、申立期間及びそれ以外の期間も含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、B県内において同社に関係するとみられる2つの厚生年金保険適用事業所は、どちらも申立人が主張する申立事業所とは所在地が異なっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。